# 地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援の取組を応援します

# 令和4(2022)年度 みんなで取り組む子育て環境づくり支援事業 募集要項

# 1 目 的

社会全体で子育てを応援する気運づくりを推進するため、民間団体等の多様な主体による子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに資する取組を支援し、子どもや子育て家庭の支援につなげることを目的とします。

# 2 対象事業の内容及び補助額等

- (1) 対象事業は、以下のいずれかに該当する事業とします。
- ア 子どもや子育て家庭を支援するための交流の場づくり
- イ 社会全体で子育てを支援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催
- ウ 子どもや子育て家庭と多様な世代との交流の場づくり
- エ 地域の団体等と協働した子ども向けの伝統文化・行事等の体験の実施
- オ 子どもに多様な体験を与えるための芸術・文化・遊び等の実施
- カ 訪問支援など外出困難な家庭への支援
- キ 地域の子育て支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組
- ク 子どもや子育て家庭への還元を目的とした実施主体における自主研究等の取組であって、他の子育て団体等との連携を伴うもの
- (2)補助率及び補助上限額は、以下のとおりです。

補助率 1/2以内 補助上限額 20万円

# 3 応募資格

県内に事務所を有する子育て支援団体、児童館や地域子育て支援拠点等を運営する団体、大学等の研究機関等又はこれらの団体等が連携した子育て支援グループとします。 なお、以下の場合は補助金は交付しませんので御留意ください(事業採択決定後の交付申請時に確認を行います)。

・暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

- ・ 県税に未納がある者 (納税義務の発生しない任意団体等は除く)
- ・従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しない者又は特別徴収を開始することを誓約しない者(個人住民税の特別徴収義務者とされている法人に限る)

# 4 補助予定団体

8団体程度(応募多数の場合は、予算の範囲内で決定します。)

#### 5 事業実施期間

交付決定日から令和5年3月31日まで

# 6 応募期間及び方法

# (1) 募集期間

1次募集:令和4年6月24日(金)から7月25日(月)午後5時まで 2次募集:令和4年8月24日(水)から9月26日(月)午後5時まで Eメール、郵送又は持参により、宮崎県福祉保健部こども政策課へ提出

#### (2) 提出書類

- ① 事業計画書の提出について(実施要領別記様式第1号)
- ② 事業計画書(実施要領別記様式第2号)
- ③ 収支予算書(実施要領別記様式第3号)
- ④ 実施体制表 (実施要領別記様式第4号 ※複数団体の場合のみ)
- ⑤ 団体規約の写しなど団体の概要が分かる書類及び団体の活動内容が分かる書類
- ※ 様式は県ホームページからダウンロードできます。

# (3) 提出先及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県防災庁舎5階) 宮崎県福祉保健部こども政策課 子育て支援担当 上中園 電話 0985-26-7056(直通)

FAX 0985-26-3416

メールアドレス kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp

## 7 事業の採択方法及び基準

こども政策課にて、補助団体として適切か、補助要件は満たされているか、県が補助する事業として内容は適切か、子どもや子育て家庭の支援に効果のある取組であるか等を、書類により審査します。

なお、採択にあたって必要があると認められるときは、応募者に対して聴き取り等を 行いますので、送付用封筒への表示や名刺の添付等により<u>電話連絡先等がわかるように</u> してください。

#### 8 審査結果の通知及び補助金の交付

審査結果は、個別に連絡します。

採択した団体については、別に定めるところにより、補助金を交付します。 なお、採択した団体については、県ホームページ等で公表する予定です。

# 9 実績報告等

補助団体は、事業終了後、速やかに活動内容、成果等を記載した「事業実績報告書」 を提出してください。

# 10 その他

本事業の応募等に要する経費は、応募者の負担とします。また、提出された書類は、原則として返却しません。

# 11 スケジュールについて

# 【1次募集】

令和4年 6月24日(金) 公募開始

7月25日(月) 公募締切

8月 5日(金) 審査、採択・不採択の通知

8月中旬頃 交付申請・決定、補助事業開始

【2次募集】(※1次募集で予算額に達しなかった場合に実施予定)

令和4年 8月24日(水) 公募開始

9月26日(月) 公募締切

10月 5日(水) 審査、採択・不採択の通知

10月中旬頃 交付申請・決定、補助事業開始

# 【共通】

令和5年3月31日(金) 補助事業終了(厳守)

4月20日(木) 実績報告期限(又は事業完了日から一月以内)

#### 12 その他

1次募集で予算額に達した場合、2次募集は実施いたしません。あらかじめご了承ください。